

石巻市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

石巻市教育委員会

< 目 次 >

1	計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）計画の趣旨	
	（2）本市の現状	
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	（1）時間外在校等時間に関する目標	
	（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	2
	（1）業務の3分類を踏まえた業務の見直し	
	（2）学校における措置の推進	
	（3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	5

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

令和7年6月、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下「給特法等一部改正法」という。）が公布され、令和8年4月1日から施行されることとなりました。この改正により、各教育委員会は、サービスを監督する教育職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表することが義務付けられることとなりました。

本市においては、令和5年1月に「教職員の働き方改革に関する取組方針」を策定し、教職員の働き方改革の実現に向けて取組を続けてきましたが、依然として教職員の長時間勤務が課題となっています。

給特法等一部改正法の趣旨を踏まえ、教育職員の時間外在校等時間の状況を改善し、教育職員が生き活きと児童生徒への教育活動に向き合うことができるよう、本計画を策定するものです。

(2) 本市の現状

本市においては、令和2年1月に所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として「石巻市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を制定したほか、令和5年1月に策定した「教職員の働き方改革に関する取組方針」に基づき、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

このような取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月45時間以下の割合	月45時間超～80時間以下の割合	80時間超の割合
小学校	74.2%	23.9%	1.9%
中学校	50.7%	39.7%	9.6%
高校	56.3%	31.3%	12.5%
全体	65.3%	29.7%	5.0%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が全体で34.7%となっているほか、80時間を超える割合も5.0%となっており、特に中学校、高校で高くなっている傾向にあります。人的措置の拡充や家庭・地域との連携・協働を推進することにより、教育職員が担うべき業務に専念する環境を整備し、教育の質の向上に必要な時間的余裕を創出することが必要です。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は、以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を小学校で30時間程度、中学校、高校で40時間程度にする。なお、計画の見直しの中で状況を見ながら令和11年度までに30時間程度とすることを旨とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックのワーク・エンゲージメントに関する質問の「仕事をしていると活力がみなぎるように感じる」で肯定的な回答をした割合が80%となることを目指す。
- ・教職員へのストレスチェックにより、高ストレス者を客観的に把握し、高ストレス者に対し必要な支援を行う。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までとします。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市においては、本計画の期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・各地域の実情を踏まえつつ、学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

- ・放課後から夜間における見守りについては、保護者又は地域住民、その他関係者などが行っている見回りにゆだねることとし、学校における自主的な見守りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化）

- ・給食費については、今後も市の歳入歳出予算に組み入れ、徴収及び管理を行う。また、学校においては、個々の学校徴収金会計の必要性を検討し、整理・統合を進める。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
・市長部局と連携しながら、学校における苦情等に対応する相談窓口の活用を推進し、学校が相談しやすい環境を整備する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答

・市から学校に発出される調査の回答は、デジタル技術を活用し、事務負担を軽減する。
・小・中学校における円滑な事務処理の執行及び事務機能の強化を図るため、学校事務の共同実施を行い、学校管理全般に係る支援を行う。

◇学校プールの管理

・学校プールの管理業務の外部委託の可能性を探るとともに、プールの開放時期を前倒しすることにより、利用期間を短縮し、プールの管理業務に係る教職員の負担軽減を図る。

◇部活動

・令和10年度中に原則休日の全ての部活動の地域展開を図る。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。また、部活動指導員を配置するとともに、関係課と連携しながら部活動の地域展開について検討する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理

・校務支援システム等の機能を活用することにより、授業準備や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

◇学校行事の準備・運営

・学校行事の準備・運営について、教育職員、事務職員の協働体制の構築を図るよう、学校の理解促進に努める。

◇進路指導の準備

・就職支援員等との連携により、就職先に関する情報収集を行う。また、進路ガイダンス等により、進路指導担当職員の負担軽減を図る。

◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を充実させ、専門的な知見を活用しつつ、教育職員との連携・協働による支援体制を構築する。

- ・医療的ケア看護職員、特別支援教育支援員、医療・福祉に関する専門的な人材を必要に応じ配置する。
- ・不登校児童生徒への対応について、学びサポートセンターの機能強化や支援員等による効果的な支援を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・学校で行われる学校行事について、それぞれの教育的価値を踏まえ、精選又は統合する。また、清掃の時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・各学校においては、校務支援システムや生成AIなど、デジタル技術を活用し、校務の効率化を推進する。
- ・各学校においては、職務経験が少ない教育職員が担当する業務が過度とならないよう抑制するとともに、メンター及び他の教育職員からの助言その他の支援を得られやすい体制を整備する。
- ・市教育委員会は、管理職研修において、管理職のマネジメント力の向上が図られるよう取り組む。また、管理職は、組織マネジメントの実施により、教育職員一人一人が働きやすい職場環境の構築を図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施を通して、働きやすい職場環境の構築につなげる。
- ・公立学校共済組合との連携・協働により、心身の健康問題に関する相談窓口の周知を図るほか、ストレスチェック等で心身に健康問題を抱える職員に対し、必要に応じ、産業医等による助言・指導や面接指導の勧奨を行う。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・令和11年度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期

休業等の期間中に10日間の一斉閉校期間の設定を行う。

- ・休憩時間の割振りは、各学校において行えるものであることから、通常の休憩時間に業務を行う予定が入っているときは、休憩時間の変更等により、勤務時間の途中で休憩時間が確保されるよう取り組む。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、校務支援システムにより把握し、その他の目標についてはストレスチェックの結果等から把握する。

- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り、指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会をとらえ、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するため、保護者や地域に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるように取り組む。